

様式第17号（第20条関係）

ひたちなか市指令第2788号

許 可 証

住 所 ひたちなか市
大字津田2554番地の2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

令和8年4月3日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 剪定枝,刈草,幹,根,混合ごみ,一般ごみ,不燃ごみ,ガラスくず,可燃ごみ,畳,断熱材,廃蛍光管(破碎) 空き缶,ペットボトル(圧縮) 可燃ごみ,不燃ごみ,畳,断熱材(切断) 可燃ごみ,不燃ごみ(選別)
収集・運搬及び処分の別	処分[中間処理(破碎・圧縮・切断・選別)]
処分の場所	ひたちなか市大字高野字大房地 1966番地2, 1966番地5, 1966番地6, 1966番地7, 1967番地1, 1967番地2, 1967番地3, 1967番地4, 1967番地5, 1967番地6
営業の区域	ひたちなか市及び他市町村
処分料金	
営業許可期間	令和8年5月22日から令和9年10月23日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令(市条例等を含む。)を遵守するほか,市長の指示に従うこと。

令和8年5月22日

ひたちなか市長 大 谷

